

重点目標 6

安心・安全で充実した教育の環境を整備する

現状と課題

○ 公立学校施設の耐震化率は、東日本大震災を契機として耐震補強工事を加速化したことで、平成 27 年 4 月 1 日現在においては幼稚園で 89.5%、小・中学校で 98.8%、府立学校で 93.5%となっており、府立学校は平成 28 年度に完了する見込みです。

○ 安全教育については、生活安全、交通安全、災害安全の3領域を一体的に捉え、「わかる」「助かる」「みんなで助かる」を目標に取り組んでいますが、

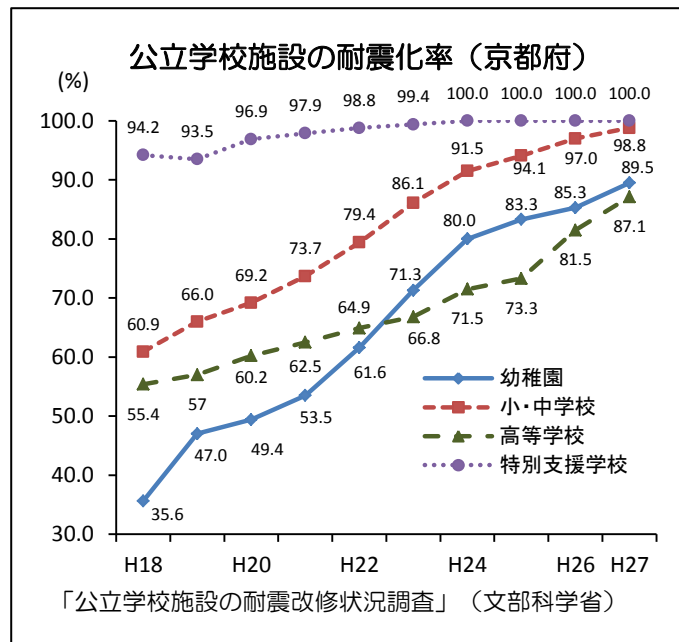
子どもが被害者となる事件・事故は跡を絶たず、安全に関する取組を継続、充実していくことが重要です。

○ 平成 23 年に発生したいじめ自殺事件が平成 24 年に大きな問題となったことなどを踏まえ、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。京都府では、同法に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成 26 年 4 月に「京都府いじめ防止対策基本方針」を策定しました。いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えながら、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むこととしています。

いじめや暴力事象を減少させるためには、法やルールを守るという規範意識を高め、それらを行動に移すことができるようにする取組や、学校が子ども一人一人の状況を見て、スクールカウンセラーなどと連携しながら組織的に対応することが求められています。

○ 不登校の子どもに対しては、小中学校においては教育相談機能の充実やフリースクールなど様々な機関と連携した取組を充実するなど、きめ細かに支援していくことが必要です。

○ 相対的貧困率及び子どもの貧困率の上昇などを背景に、平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。京都府においても、これまでから子どもが経済的な理由によって就・修学を断念することがないように経済的支援を実施してきましたが、



府内の公立小・中学校における経済的に困難な家庭の子どもの状況は、平成25年度「全国学力・学習状況調査」によると、小学校6年生・中学校3年生ともすべての調査項目の平均正答数が府全体よりも下回っています。

平成25年度「全国学力・学習状況調査」における平均正答数

小学生

(単位：問)

	国語A	国語B	算数A	算数B
要保護家庭の子ども	8.8	2.9	12.7	5.2
準要保護家庭の子ども	10.3	4.3	13.9	6.8
府全体	11.9	5.2	15.1	7.9
問題数	18	10	19	13

中学生

(単位：問)

	国語A	国語B	数学A	数学B
要保護家庭の子ども	19.9	4.8	15.9	3.7
準要保護家庭の子ども	22.4	5.5	20	5.3
府全体	24.4	6.1	23.1	6.9
問題数	32	9	36	16

子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けた教育の支援、経済的支援などの施策を教育・福祉などの各機関が協働して総合的・計画的に推進するために、平成27年3月に「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

基本的方針

子どもが安心・安全な環境で学び、様々な体験をし、充実した学校生活を送れるようにすることは、教育を行う上での前提条件です。

そのため、地域や関係機関と連携した学校内外における安全確保、サポート体制の充実、経済的に困難な環境にある子どもが夢や希望を持って成長していけるための支援など、安心・安全な教育環境づくりを推進します。

主な目標指標

目標指標	基準値（出典等）	目標
危機管理マニュアルを毎年点検及び見直す学校の割合	小92.3% / 中82.1% 高70.5% / 特73.3% 京都府教育委員会「学校の安全管理の取組状況に関する調査」(25年度)	100%
千人当たりの暴力行為の件数（年間）	小中高 8.9件 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(26年度)	減少させる

目標指標	基準値（出典等）	目標
認知されたいじめの年度内解消率	96.6% 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(26年度)	増加させる
教育相談機能の充実を図るためのスクールカウンセラーを配置している学校の割合	小:7.4% 中:100% / 高:100% スクールカウンセラー配置実績による(27年度)	小:増加させる 中・高:100%
経済的に困難な家庭の子どもの「全国学力・学習状況調査」における平均正答率	小6国 府平均: 61.0% 要:41.7% / 準52.1% 小6算 府平均:71.8% 要:55.9% / 準64.6% 中3国 府平均 :74.3% 要:60.2% / 準68.0% 中3数 府平均 :57.6% 要:37.6% / 準48.6% 実態把握(学校からの聞き取り) (25年度)	増加させる
学校耐震化率（公立小・中・高・特別支援学校）	小中：98.8% 高：91.9% 特支：100% 文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」(27.4.1 現在)	100%

(21) 学校危機管理・安全対策の充実

地域と連携した学校内外における安全確保や学校のサポート体制の充実など、安全管理や危機管理への対策を推進します。

- 子どもの安心と安全を確保するため、「学校における安全教育の手引」（平成24年1月発行）を活用した防災・減災に関する教育をはじめとした安全教育を計画的・継続的に実施するなど、子どもに危機対応能力を身に付けさせるための取組を充実します。
- 各校で作成する危機管理マニュアルの実効性を高めるため、研修や訓練を実施するなど、災害や事故、不審者侵入などに学校が組織的かつ迅速に対応できる体制を整備する取組を推進します。
- 警察などの関係機関と連携し、通学路の安全対策や自転車交通安全教室を実施するなど、登下校時の安全に関する取組を充実します。
- 子どもの生命にかかわる重大事件や事故などが発生した場合に学校をサポートする「京都府学校危機支援チーム」の能力向上を図るなど、危機管理対策の取組を推進します。
- 学校安全ボランティア活動の充実を図るため、安全教育の効果的な指導方法について交流するなど、学校・家庭・地域社会が連携した取組を推進します。

(22) いじめや暴力行為の防止対策の充実

いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応を徹底するなど、子どもの命と人権を守る取組を充実します。

- 道徳教育や人権教育をはじめ教育活動全体を通じて、自他を大切にし、人を思いやる豊かな心を育む取組を推進するとともに、「『法やルールに関する教育』ハンドブック」(平成 27 年3月発行)の活用や子ども自身による「いじめ防止キャンペーン」など、未然防止の取組を推進します。
- すべての子どもを対象にいじめのアンケート調査及び個別の聞き取り調査を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努めます。
- スクールカウンセラーや24時間電話相談など相談体制の充実や学校非公式サイトでの監視など、いじめを早期に発見するための取組を推進します。
- 京都府いじめ防止対策推進委員会を設置し、いじめ防止などのための組織を整備するとともに、いじめ問題解消のための支援チームの派遣など、迅速で組織的な対応による早期解消のための取組を推進します。
- 警察OBのスクールサポーターと連携し非行防止教室などを開催するとともに、課題を抱える子どもへの「まなび・生活アドバイザー」による個別支援や、課題の大きい学校に教員を配置し生徒指導体制を強化するなど、子どもの暴力事象を減少させる取組を推進します。
- 関係機関と連携し、インターネット上での被害やトラブルから子どもを守るため、子ども・保護者に対し啓発するとともに、相談できる窓口を設置するなど、子どもや保護者が被害に遭わないための取組を充実します。((33)に再掲)

(23) 不登校の子どもへのきめ細かな支援の充実

不登校の子どもに対して教育相談機能の充実を図るとともに、フリースクールなど関係機関との連携を強化し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行う体制を充実します。

- 個々の事象に対応できるよう、スクールカウンセラー、「心の居場所サポーター」、校内教育相談コーディネーターなど、学校における教育相談機能の充実を図り、一人一人に応じたきめ細かな支援ができる体制を充実します。
- 総合教育センターにおける電話・来所・巡回相談などの教育相談を充実するとともに、適応指導教室、フリースクール、NPOなどの関係機関と学校が積極的に連携し、子どもや家庭に対し適切に支援し、学習機会を提供できるよう取組を推進します。
- 学校に行きにくい状況にある児童生徒を対象に、府立るり溪少年自然の家で宿泊を共にして、様々な集団活動や自然体験を行う取組を推進します。
- 様々な学習経験や生活体験を持つ児童生徒が、確かな学力を身に付け、社会的自立を図ることができる柔軟な教育システムを構築するなど、一人一人のニーズに応じた教育を推進します。((11)から再掲)

(24) 経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実

子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるように、学びと生活の支援を充実します。

- 経済的に困難な家庭に対し、早期に生活支援や福祉制度に繋げていくように、「まなび・生活アドバイザー」の配置を推進し、福祉事務所や児童相談所などと連携して、子どもが置かれている様々な環境の改善を図る取組を充実します。
- 小・中学校に配置する「まなび・生活アドバイザー」と福祉関係者が核となり、NPOや自治会、民生・児童委員などの福祉関係者により、子どもの学習・生活を支援するネットワークを構築します。
- 小・中学校においては個別補充学習、地域においては原則無料の地域未来塾、府立高等学校においては中途退学を防止する学び直しを実施するなど、子どものライフステージに応じた学習支援を充実します。
- 経済的に困難な状況に置かれている子どもをはじめとするすべての子どもに、基礎学力の定着と希望する進路の実現を図るため、家庭での生活習慣の確立や学習習慣の定着への取組など家庭・地域と連携した学校モデルを構築します。
- 高校生などに対する就・修学支援制度の充実により、家庭の経済的な理由で子どもの学習機会がそこなわれることのないように支援します。
- 多額の通学費を負担する高校生の保護者に対し、通学費補助を行うなど、経済的負担を軽減する取組を推進します。

(25) 学校施設整備の充実

学校施設の耐震化や改修など子どもが安全で安心して学習できる教育環境を整備するとともに、多様な人々の利用に配慮したバリアフリー化など、学校施設整備を推進します。

- 京都府の施設整備計画に基づき、老朽化が進んでいる府立学校施設の計画的な改修を推進します。
- 小・中学校の耐震化の完了とともに、老朽化した校舎の改修や改築が推進されるよう支援します。
- 学校は子どもの学習と生活の場であると同時に、地域住民の学校を核とした地域コミュニティ形成の場や防災の拠点であることから、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、学校施設のバリアフリー化など多様な人々の利用に配慮した整備を推進します。